## 2 練馬区地域型保育事業の認可基準

事業類型		定員	職員配置基準	職員資格	保育室	給食
小規模保育事業	A型	6~19人 ※1	保育所の配置 基準+1名	配置基準の10割が 保育士※2	1.50111/ 1/2	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
	B型	6~19人 ※1	保育所の配置 基準+1名	配置基準の6割以上 が保育士※2 ※保育士以外には研修を実 施します。		
	C型	10人 または 15人	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補 助者を置く場 合、5:2)	家庭的保育者※3 (+家庭的保育補助 者)	0~2歳児: 3.3㎡/1人	給食の提供がある事業者もありますが、経過措置中のため、食事・ミルクは原則持参になります。
家庭的保育事業		1~5人	0~2歳児 3:1 (家庭的保育補 助者を置く場 合、5:2)	家庭的保育者※3 (+家庭的保育補助 者)	0~2歳児: 3.3㎡/1人	給食の提供がある事業者もありますが、経過措置中のため、食事・ミルクは原則持参になります。
事業所内保育事業		地域枠 は、定員 によって変	<定員20人以上> 保育所の配置 基準	配置基準の10割が 保育士※2	0·1歳児: 乳児室1.65㎡/1人、 ほふく室3.3㎡/1人 2歳児以上 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
		わります	<定員19人以下> 保育所の配置 基準+1名	配置基準の5割以上 が保育士※2 ※保育士以外には研修を実 施します。	0·1歳児: 3.3㎡/1人 2歳児: 1.98㎡/1人	
居宅訪問型保育事業			0~2歳児 1:1	家庭的保育者※4		_

- ・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。
- ※1 職員配置基準および保育室の面積基準を満たしたうえで、22人までとすることができます。
- ※2 保健師または看護師を1名に限り保育士とみなす特例を設けています。
- ※3 区が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者(看護師、幼稚園教諭等) とします。
- ※4 事業者が所在する区市町村が認めた家庭的保育者となります。

## 【参考】

【参考】									
保育所	20人以上	0歳児 3:1 1·2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児30: 1		0·1歳児: 乳児室1.65㎡/1人、 ほふく室3.3㎡/1人 2歳児以上 1.98㎡/1人	· 自園調理 · 調理室 · 調理員				
認定こども園 (幼稚園型)	園による	3歳児 20:1 4歳以上児30: 1 (3歳以上児の 幼稚園教育時間については 35:1)	保育士、幼稚園教諭	3歳児以上 1.98㎡/1人	·自園調理 (外部搬入可)				